

公告

平成30年8月16日

蒲郡市長 稲葉正吉

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

蒲郡市民病院医業未収金回収業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

上記期間中の業務が適正に履行されている場合においては、蒲郡市及び受託者の合意により、契約開始日より最長4年間、委託契約を締結できるものとする。

(4) 業務場所

受託者の事務所所在地

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加表明書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は第30条の2第1項に規定する弁護士法人であること。
- (2) 過去3年間において、公的医療機関の医業未収金回収業務の受託実績を有する者であり、かつ、1年以上当該業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加表明書等の提出時から契約締結時までの間に、蒲郡市から指名停止の措置等を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (6) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 市県民税、法人税（国税）、消費税及び地方消費税を完納している者であること。

- (8) 蒲郡市入札参加資格者において登録業者であること。ただし、登録業者でない者は入札参加資格登録をするための書類を提出でき、入札参加資格登録が可能であること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒443-8501 蒲郡市平田町向田1-1

蒲郡市民病院 事務局 医事担当

TEL : 0533-66-2200 (代表)

FAX : 0533-66-2308

E-mail : hospital@city.gamagori.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

蒲郡市民病院ホームページからダウンロードする。

蒲郡市民病院ホームページ : <http://gamagori-hospital.com/>

(3) プロポーザル参加表明書

ア 提出受付期間

平成30年8月16日(木)～平成30年8月30日(木) 午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

担当部局に持参(土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る)とする。

オ 提案資格

選定委員会による提案資格確認、参加表明書の審査により選出された者には、「提案書提出者の選定結果について(第3号様式)」により、企画提案書の提出について通知する。

※「提案書提出者の選定結果」は平成30年9月5日発送予定

(4) 提案書等の提出

ア 提案書受付期間

平成30年9月7日(金)～平成30年9月27日(木) 午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

7部(正本1部、副本6部)、電子ファイル1部(提出書類をCD等に保存)

エ 提出方法

担当部署に持参(土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る)にて提出すること。

4 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「蒲郡市民病院医業未収金回収業務委託プロポーザル選定委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 提案書の内容に関するプレゼンテーション、ヒアリング

日程： 平成30年 10月3日（水）午後1時～ 予定

※日時、場所及び留意事項等については別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手續きにおいて使用する言語、通貨及び単位

本プロポーザルの手續きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) その他詳細は、「蒲郡市民病院医業未収金回収業務委託プロポーザル実施要領」による。